

今治市火葬場(大翔苑)に係る指定管理者の予定者となる団体の選考について

担当課：市民環境部環境政策課

今治市火葬場(大翔苑)の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選考した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市大三島町宮浦1609番地
(2) 施設の設置目的 この施設は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場であり、人生終焉の莊厳な場として、「故人との別れ」の儀式を厳粛かつ円滑に執り行うことを目的とする。

2 募集概要

- (1) 応募受付期間 令和5年9月22日（金）～令和5年10月2日（月）
(2) 応募者（1団体）

団体名	代表者役職氏名	住所
有限会社大島葬儀社	代表取締役 馬越 美鈴	今治市宮窪町宮窪2783番地の2

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市火葬場（大翔苑）指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているか否かを判定し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト				
【I】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)				
【II】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者の心情に対する配慮 ・利用者に対するサービスの向上 ・円滑かつ適正な利用の促進への取組 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性	40点				
【III】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性	25点				
【IV】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力（管理運営組織） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性	30点				
【V】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・障害者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性	15点				
【VI】応募者の実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">現行指定管理者 ・モニタリング結果</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">8点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">5点</td> </tr> </table>	現行指定管理者 ・モニタリング結果	8点	現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	5点	応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果	8点				
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	5点				
【VII】全般 ・応募者の取組姿勢	25点				
合計点数	現行指定管理者 ----- 現行指定管理者以外の応募団体				
	143点 ----- 140点				

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、有限会社大島葬儀社を指定予定者として選定した。

団体名	有限会社大島葬儀社
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	28.0点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	19.8点
審査基準Ⅴ	9.9点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	20.0点
合計	107.7点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、これまでの管理業務実績からも問題ないと評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（69,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額： 68,000千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、地元業者として人材確保などについて、実績からおおむね問題ないと評価された。

○審査基準Ⅴについては、地元の雇用や経済面での地域貢献度の点もあり問題ないと評価された。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」というこれまでの運営実績が評価された。

○審査基準Ⅶについては、地域の特性、慣習等に優れて精通している人材を雇用し知識と経験が生かせる点が評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は有限会社大島葬儀社を指定予定者として選定した。

なお、当審議会において、地域密着を生かした事業実施や他火葬場との連携について積極的な改善の要望があったこともあわせて報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで